原子力災害等対策計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧</th><th>新</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>3</td><td>
第１編　総則
第１章　計画の目的・方針
第４節　災害の想定
<table>
<tr><th>施設名</th><th>事業者名</th><th>所在地</th><th>号機</th><th>状況</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>大飯発電所</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>３号機</td><td>運転中
（118.0 万 kw）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>高浜発電所</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>１号機</td><td>定期検査中</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>２号機</td><td>定期検査中</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>４号機</td><td>運転中
（87.0 万 kw）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
第１編　総則
第１章　計画の目的・方針
第４節　災害の想定
<table>
<tr><th>施設名</th><th>事業者名</th><th>所在地</th><th>号機</th><th>状況</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>大飯発電所</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>３号機</td><td>定期検査中</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>高浜発電所</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>１号機</td><td>運転中
（82.6 万 kW）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>２号機</td><td>運転中
（82.6 万 kW）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>４号機</td><td>定期検査中</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>2024
年 4 月
1 日時点の
稼働状況</td></tr>
<tr><td>43</td><td>
第２編　災害予防
第２章　原子力災害予防対策
第５節　緊急輸送態勢の確保
蟹江警察署は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、緊急通行車両の事前届出の推進に努める。
</td><td>
第２編　災害予防
第２章　原子力災害予防対策
第５節　緊急輸送態勢の確保
蟹江警察署は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、災害等発生前における緊急通行車両の確認申出の推進に努める。
</td><td>災害対策基本法 施行令改正に伴う修正</td></tr>
<tr><td>62

63</td><td>
第３編　災害応急対策
第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策
第１２節　飲料水・食品等の摂取制限等
１　飲料水・食品等の摂取制限等
⑴　県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を町又は水道事業者等に指示又は要請する。
⑵　水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。
</td><td>
第３編　災害応急対策
第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策
第１２節　飲料水・食品等の摂取制限等
１　飲料水・食品等の摂取制限等
⑴　県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を町又は水道事業者等に指示又は要請する。
⑵　水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。
</td><td>2024
4 1 から、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、厚生労働大臣から環境大臣に移管するため。</td></tr>
</table>